# 芳縁ケアプランセンター仙台

## 指定居宅介護支援事業兼指定介護予防支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人芳縁会が設置する芳縁ケアプランセンター仙台(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業(以下「居宅介護支援事業等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者及び要支援者等(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

# (事業の運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業等においては、要介護及び要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することの無いよう、公正中中立に行う。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 事業所は、居宅介護支援を提供するに当たっては介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努める
- 8 前6項の他、「仙台市介護保険条例」(平成 12 年仙台市条例第 4 号。以下「条例」という。)を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 芳縁ケアプランセンター仙台
- (2)所在地 仙台市青葉区八幡1丁目4-22 裳榮ハイツ405号

# (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1)管理者 1名(常勤職員・主任介護支援専門員)

事業所における介護支援専門員、その他事業者の管理、指定居宅介護支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている指定居宅介護支援事業等の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 1名(管理者兼務1名)以上

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

# (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日は除く。

- (2)営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

# (指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援及び介護予防支援(以下「居宅介護支援等」という。)の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者から居宅サービス計画作成及び介護予防サービス支援計画(以下「居宅サービス計画等」という。)依頼等に対する相談対応は当事業所内相談室において行う。
- 2 課題分析の実施
- (1)課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- (2)課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- (3)使用する課題分析票の種類は課題分析標準項目 23 とする
- 3 居宅サービス計画等の原案作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画等の原案を作成する。

また、居宅サービス計画等の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定 居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居 宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計 画等の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号 において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画等の数が占める割 合並びに事業所において作成された居宅サービス計画等に位置付けられた訪問介護等ごとの回 数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供さ れたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受け るものとする。

# 4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画等原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当 者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者か ら専門的見地からの意見を求めるものとする。

# 5 居宅サービス計画等の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の 対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に 対して説明し、文書によって利用者の同意を得るものとする。

### 6 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別 サービス計画の提出を求めるものとする。

# 7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画等の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連作を継続的に行うことにより、居宅サービス計画等の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画等の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

### 8 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

## (指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援等の利用料その他費用の額は次のとおりとする。

1 法廷代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

- 2 提供した指定居宅介護支援に等ついて法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、 領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- (1)事業所から片道おおむね20キロメートル未満 600円
- (2)事業所から片道おおむね20キロメートル以上 900円

# (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、仙台市内の地域とする。

### (事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## (苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国 民保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言 を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守した適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止する防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するために定期的な研修を実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援 等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとす る。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (衛生管理)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防まん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこととする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の高い評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年1回以上
- 3 職員は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、居宅介護支援等の提供に関する諸記録を整備し、居宅介護支援台帳については 居宅介護支援等の提供を終了した日から、その他記録については当該記録を作成し、又は取得 した日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人芳縁会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。